

# 福岡県公報

平成26年5月30日  
第3598号

## 目次

### 告示 (第485号 - 第497号)

○土地区画整理事業の換地処分の完了届出	(都市計画課) ……………	2
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	2
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	2
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	2
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	2
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	3
○平成26年度福岡県保育士登録申請手数料の徴収の事務の委託	(子育て支援課) ……………	3
○建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定に関する事項	(建築指導課) ……………	3
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	4
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) ……………	4
○家畜伝染病の発生	(畜産課) ……………	4
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	5
○廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(廃棄物対策課) ……………	5
<b>公 告</b>		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) ……………	5
○基本測量の終了	(県土整備総務課) ……………	6
○基本測量の実施	(県土整備総務課) ……………	6
○基本測量の実施	(県土整備総務課) ……………	6

○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	6
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	8
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	12
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等		13

(中小企業振興課) ……………13

○開発行為に関する工事の完了

(都市計画課) ……………13

○土地改良区の解散の認可

(農村森林整備課) ……………13

○建設業の営業の停止

(建築指導課) ……………13

○土地改良区の役員の就任及び退任

(農村森林整備課) ……………14

# 告 示

## 福岡県告示第485号

福岡都市計画事業福岡駅東土地区画整理事業の施行者である独立行政法人都市再生機構から、換地処分を完了した旨の届出が平成26年5月2日付けであったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により公告する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

## 福岡県告示第486号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	古 賀 線 十 八 線	前	久留米市三潁町西牟田6390番21先から 久留米市三潁町西牟田6336番27先まで	6.5 ～ 8.0	21.6
			後	久留米市三潁町西牟田6390番21先から 久留米市三潁町西牟田6336番27先まで	9.5 ～ 11.8	21.6

## 福岡県告示第487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年5月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	古 賀 線 十 八 線	久留米市三潁町西牟田6390番21先から 久留米市三潁町西牟田6336番27先まで

## 福岡県告示第488号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年5月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	瀬 高 線 久留米 線	久留米市荒木町荒木6190番先から 久留米市荒木町荒木1584番1先まで

## 福岡県告示第489号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年5月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	宮本線 荒木	久留米市荒木町荒木2841番2先から 久留米市荒木町荒木1647番8先まで

### 福岡県告示第490号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	勝野境線 下	前	鞍手郡小竹町大字御徳 2040番1先から 鞍手郡小竹町大字赤池 1151番1先まで	8.2 ～ 17.6	586.0
			後	鞍手郡小竹町大字御徳 2040番1先から 鞍手郡小竹町大字赤池 1151番1先まで	11.5 ～ 22.2	586.0

### 福岡県告示第491号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、平成26年度福岡県保育士登録申請手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

- 委託先 社会福祉法人日本保育協会
- 所在地 東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号
- 委託期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

### 福岡県告示第492号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により公示し、平成26年7月1日から施行する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

中間検査を行う区域	中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模	指定する特定工程	指定する特定工程後の工程	その他特定行政庁が必要と認める事項
福岡県の全域（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村の区域を除く。）	主要構造部（屋根及び階段を除く。）の全部又は一部を木造としたもので住宅の用途に供する建築物（新築に限る）。ただし、次に掲げるものを除く。 1 法第6条の3第1項第1号及び第2号に掲げる建築物 2 法第18条第3項の規定により確認済証の交付を受けた建築物 3 法第85条第3項及び第4項の規定により許可を受けた建築物 4 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価を受けた建築物 5 枠組壁工法、木質プレハブ工法、丸太組構法を用いた建築物及び免震建築物 6 平成14年6月30日以前に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事（屋根ふき工事の工程	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事（屋根ふき工事の工程	なし

建築物	7 平成14年7月1日から平成17年6月30日までの期間に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物のうち都市計画区域外にあるもの			
-----	--	--	--	--

**福岡県告示第493号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那珂	一般道	385号	前	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1332番38先から筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1056番2先まで	8.0 ～ 51.0	1,399.5
			前	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山3番9先から筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1056番2先まで	10.5 ～ 109.5	3,403.0
			後	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1332番38先から筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1056番2先まで	8.0 ～ 73.0	1,399.5
			後	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山3番9先から筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1056番2先まで	10.5 ～ 109.5	3,403.0

**福岡県告示第494号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 高須南
- 2 区域の所在地 北九州市若松区高須南五丁目
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から8号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と8号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地 番	標柱番号
北九州市若松区高須南五丁目	100番10	1号
	5番112	2号
	5番109	3号
	5番162	4号
	3番121	5号
	3番140	6号
	3番144	7号
	5番108	8号

**福岡県告示第495号**

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日
ヨーネ病	牛（乳用種）	患 畜	2頭	福岡県大牟田市	平成26年5月19日

## 福岡県告示第496号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所  
朝倉市甘水字通り尾408の8から408の10まで
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

## 福岡県告示第497号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

- 指定する区域  
大野城市大字乙金106番13の一部、112番2の一部及び196番2の一部並びに乙金台三丁目202番4の一部
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2の規定による埋立地の区分  
法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡久山町大字山田字牛見ヶ原1308番1、1308番14、1308番16及び1308番17
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糟屋郡篠栗町大字和田908番地78サニーハイツ203号  
中尾 雅也、中尾 幸恵

## 公告

本道寺・香園土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
平嶋 一男	筑紫野市大字本道寺363
矢ヶ部清隆	筑紫野市大字本道寺134-3
井上 敏信	筑紫野市大字本道寺551
日永田隆幸	筑紫野市大字香園219-1
平嶋 正幸	筑紫野市大字本道寺129

## 2 退任監事

氏名	住所
平嶋 正一	筑紫野市大字本道寺110-7
日永田美月	筑紫野市大字香園124-1

## 3 就任理事

氏名	住所
平嶋 一男	筑紫野市大字本道寺363

矢ヶ部清隆	筑紫野市大字本道寺134-3
井上 敏信	筑紫野市大字本道寺551
日永田隆幸	筑紫野市大字香園219-1
平嶋 正幸	筑紫野市大字本道寺129

## 4 就任監事

氏名	住所
平嶋 正一	筑紫野市大字本道寺110-7
日永田美月	筑紫野市大字香園124-1

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡県内全域	平成26年3月31日

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

## 2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
福岡市南区、福岡市西区、福岡市城南区、福岡市早良区、糸島市、那珂川町	平成26年4月21日から 平成27年3月31日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

基本測量「国土広域情報」修正測量

## 2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
福岡県内全域	平成26年6月1日から 平成27年3月31日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区ほか	平成26年3月17日から 平成26年3月31日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区	平成26年3月20日から 平成26年3月31日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、春日市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（2級基準点測量・3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
春日市内	平成26年3月31日から 平成26年4月30日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（2級基準点・3級基準点）
- 2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区	平成26年3月24日から 平成26年4月30日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量 1点）
- 2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
北九州市門司区	平成26年4月23日から 平成26年5月30日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に

より、大牟田市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
大牟田市内	平成26年4月21日から 平成26年5月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大野城市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（路面性状）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
大野城市内全域	平成26年5月16日から 平成26年11月20日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大野城市乙金第二土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
大野城市大字乙金、乙金東一丁目、乙金二丁目、乙金三丁目、乙金台三丁目、大城二丁目、大城三丁目	平成26年5月16日から 平成26年9月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（用地測量）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成26年5月8日から 平成26年7月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、岡垣町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
遠賀郡岡垣町海老津駅前	平成26年5月19日から 平成26年9月30日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により荒尾市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（1級水準測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大牟田市国道501号沿線	平成26年2月28日

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

基本測量（2・3級基準点測量）（3級水準測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡遠賀町	平成26年2月19日

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により大野城市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（数値写真地図作成）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大野城市全域	平成26年3月20日

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により大川市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（デジタル撮影、同時調整、写真地図作成）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
------	-------

大川市全域

平成26年3月20日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により大木町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（デジタル撮影、同時調整、写真地図作成）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大木町全域	平成26年3月20日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区大字小敷ほか	平成26年3月31日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市東区箱崎七丁目地内外	平成26年3月25日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区	平成26年3月31日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を終了した

旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量、水準測量）
- 2 測の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
久留米市の一部、大川市の一部、柳川市の一部、みやま市の一部、八女市の一部、筑後市の一部、うきは市の一部、小郡市の一部、朝倉市の一部、三井郡大刀洗町の一部	平成26年3月20日

#### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区ほか	平成26年3月31日

#### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条

において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区黒崎城石	平成26年3月31日

#### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉北区	平成26年3月31日

#### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区	平成26年3月31日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により八女市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（デジタル撮影、同時調整、写真地図作成）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
八女市全域	平成26年3月31日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により広川町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（デジタル撮影、同時調整、写真地図作成）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
八女郡広川町全域	平成26年3月31日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により宮若市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（世界測地系への座標変換、基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
宮若市全域	平成26年4月21日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区	平成25年3月28日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（2級基準点・3級基準点）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区	平成26年4月16日

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 （仮称）ドラッグコスモス大川一木店
  - (2) 所在地 福岡県大川市大字一木字西田717番1ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡新宮町大字上府字芳牟田1500番1及び1500番34から1500番42まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び代表者氏名  
北九州市小倉北区馬借二丁目6番6号  
第一ホーム 株式会社  
代表取締役 志垣 眞澄

**公告**

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
椿市土地改良区	平成26年5月21日

**公告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分をした年月日  
平成26年5月21日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
滝口建設	福岡県田川市大字弓削田678-2	滝口 信義	平成22年5月18日 福岡県知事許可 (般-22) 第93713号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

(2) 停止期間

平成26年6月3日から平成26年6月5日までの3日間

4 処分の原因となった事実

滝口建設の代表者である滝口信義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の罪で、平成26年2月21日、田川簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

公告

大橋第二土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年5月30日

福岡県知事 小川 洋

1 退任監事

氏名	住 所
木稲 守善	久留米市大橋町蜷川1332番地
鹿毛 俊一	久留米市大橋町常持1104番地
合原 崇	久留米市大橋町合楽405番地1
中村 辰己	久留米市大橋町蜷川1175番地
古賀 喜己	久留米市大橋町常持236番地4

平塚妃佐子	久留米市大橋町常持872番地2
行徳 美光	久留米市大橋町合楽435番地
久保山新二	久留米市大橋町合楽213番地
古賀 敏保	久留米市大橋町蜷川1251番地
石橋 貴史	久留米市大橋町蜷川1371番地
石橋 俊洋	久留米市大橋町蜷川905番地2

2 退任監事

氏名	住 所
平塚 英敏	久留米市大橋町常持374番地2
佐藤 富一	久留米市大橋町合楽111番地
平田 文則	久留米市大橋町蜷川1068番地

3 就任理事

氏名	住 所
水落 洋明	久留米市大橋町常持239番地
山川 茂之	久留米市大橋町常持836番地
久保山高岐	久留米市大橋町合楽230番地3
木稲 和弘	久留米市大橋町蜷川1295番地
末次 幸雄	久留米市大橋町常持771番地
行徳 栄治	久留米市大橋町合楽473番地
平井 征雄	久留米市大橋町合楽146番地4
池邊 寛次	久留米市大橋町蜷川1011番地3
益永 賢二	久留米市大橋町蜷川1307番地1
石橋 忠利	久留米市大橋町蜷川1467番地
石橋 重俊	久留米市大橋町蜷川738番地

4 就任監事

氏名	住 所
秋永 憲一	久留米市大橋町常持924番地1
西田 繁喜	久留米市大橋町合楽358番地1
鹿毛 新也	久留米市蜷川1200番地